



2021年2月26日

各位

会社名 A p p B a n k 株式会社

代表者名 代表取締役社長 CEO 村井智建
(コード番号: 6177 東証マザーズ)

問合せ先 管理本部長 CFO 白石充三
(TEL. 03-6302-0561)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日2021年2月26日開催の取締役会において、2021年3月25日開催予定の第9回定時株主総会における承認を条件として、下記のとおり、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決議するとともに、同株主総会において、移行に伴う「定款一部変更の件」について付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員が取締役会における議決権を持つこと等により、取締役会のモニタリング機能を強化し、経営の透明性を一層向上させるものです。また、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能にすることによって、業務執行と監督を分離するとともに、経営判断を迅速化し、さらなる企業価値の向上が図られます。

(2) 移行の時期

本年3月25日開催予定の定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

当社は、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。また、事業活動の多様化及び今後の事業展開に対応するために、事業目的について変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～13. (省略) (新設) 14. 前各号に附帯 <u>または</u> 関連する一切の事業及び業務	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～13. (現行通り) 14. 日用雑貨、食糧品、玩具、事務用品、衣料品、スポーツ用品等の企画、製造及び販売 15. 前各号に附帯 <u>又は</u> 関連する一切の事業及び業務
(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人
(基準日) 第10条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利行使することができる株主と定めることができる。 2.～3. (省略)	(基準日) 第10条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。但し、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利行使することができる株主と定めることができる。 2.～3. (現行通り)
(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は <u>7名以内</u> とする。 (新設)	(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は <u>4名以上12名以内</u> とする。 2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は <u>3名以上</u> とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p> <p>4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p> <p>5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、監査等委員以外の取締役については選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査等委員である取締役については選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、当該退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は社長とする。</p> <p>3. 必要に応じて、取締役会の決議によって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役(監査等委員である取締役を除く。)を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は社長とする。</p> <p>3. 必要に応じて、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p>
<p>(業務執行)</p> <p>第23条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。</p> <p>2. 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(業務執行)</p> <p>第23条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。</p> <p>2. 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)が社長の業務を代行する。</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前に発する。但し、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができ、又は取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、又は取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく取締役会を開催することができる。
<u>第25条～第26条</u> (条文省略)	<u>第26条～第27条</u> (現行通り)
(取締役会の決議の省略) 第27条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	(取締役会の決議の省略) 第28条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができ取締役の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。
(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	(取締役会の議事録) 第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
<u>第29条</u> (条文省略)	<u>第30条</u> (現行通り)
(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。	(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。
(取締役の責任限定契約) 第31条 当会社は、会社法第427条の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。	(取締役の責任限定契約) 第32条 当会社は、会社法第427条の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする

現 行 定 款	変 更 案
<u>第5章 監査役及び監査役会</u> (新設)	<u>第5章 監査等委員会</u> (権限) <u>第33条 監査等委員会は、法令に定める事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使することができる。</u>
(監査役の員数) <u>第32条 当会社の監査役は4名以内とする。</u>	(削除)
(監査役の選任) <u>第33条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の三分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
(監査役の任期) <u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
(常勤監査役) <u>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
(監査役会の招集通知) <u>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前に発する。但し、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができ、又は、監査役全員の同意があるときは招集手続を経ることなく監査役会を開催することができる。</u> (新設)	(監査等委員会の招集通知) <u>第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。</u>
(監査役会の決議方法) <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</u>	(監査等委員会の決議方法) <u>第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数で行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の議事録) <u>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項について、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u>	(削除)
(監査役会規程) <u>第39条 監査役に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(監査等委員会規則) <u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
(監査役の報酬等) <u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u>	(削除)
(監査役の責任限定契約) <u>第41条 当会社は、会社法第427条の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u>	(削除)
第42条～第48条 (条文省略)	第37条～第43条 (条番号変更)
(新設)	第8章 附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) <u>第44条 第9回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)と締結済みの責任限定契約については、なお従前の例による。</u>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年3月25日（予定）

定款変更の効力発生日 2021年3月25日（予定）

3. 役員候補者

監査等委員会設置会社への移行に伴う役員候補者等につきましては、本年2月26日付適時開示「監査等委員会設置会社移行に伴う取締役候補者の選任に関するお知らせ」にてお知らせします。

以上